

平成 28 年 3 月 23 日

居宅介護支援事業者
訪問介護事業者 様

邑智郡総合事務組合
介護保険課長

訪問介護の「特段の専門的配慮を持って行う調理」について（通知）

平素より介護保険事業につきましてご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 28 年 4 月 1 日より、訪問介護における「**特段の専門的配慮を持って行う調理**」について「身体介護」として算定する場合には、下記の要件を新たに設けることといたしましたので、お知らせします。

(1) 「**特段の専門的配慮を持って行う調理**」に該当するものとは…

医師の指示等に基づき適切な栄養量及び内容を有する特別食

(腎臓病食・肝臓病食・糖尿病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・脂質異常症食・痛風食・嚥下困難者のための流動食・経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食など)

(2) 以下の要件にすべて該当する場合は「身体介護」として取扱うことができます。

- ① 医師の指示（食事箋・主治医意見書・医師の診断書等の書面）で、「適切な栄養量及び内容（熱量・蛋白質量・脂質量など）」が示されている。
- ② 次のいずれかの方法等により医師や管理栄養士等と連携している。
 - (ア) 医師または管理栄養士による居宅療養管理指導を行っている。
 - (イ) 通院の際の栄養指導等にヘルパーが同行し、管理栄養士等から指示を得ている。※これ以外で医師や管理栄養士との連携体制が確保されている場合はご相談ください。
- ③ 上記①、②の 2 点についてケアプラン及び訪問介護計画書に記載されている。

※単に食材を通常より細かく調理することやトロミをつけるだけの調理では、身体介護として算定できませんので、ご注意ください。

※なお、保険者への確認書類の提出等は必要ありません。

邑智郡総合事務組合
介護保険課
TEL : 0855-72-3535